小山市エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金(第2弾)

エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市内事業者を支援するため、燃料及び電力に係る経費の一部を補助します

中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者 (社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等を含む)で、 次のすべてを満たす者 ※農業を主たる業種として営む者は除く □令和4年9月30日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事 交付対象者 業活動を営み、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること 口市税の滞納がないこと □交付経費について、小山市の他の補助制度に基づく補助金を受けて いないこと 令和5年4月から12月の任意の3か月間の燃料費(ガソリン、灯油、 軽油、重油、ガス) 及び電気料から、前年または前々年同期に使用した 燃料費及び電気料を差し引いた額に、2分の1を乗じて得た額(1,0 補助金の額 00円未満切り捨て) 注1:消費税込みで計算し、上限30万円、3万円に満たないときは交付対象外 注2: LPガスを燃料とするタクシーに使用したLPガスについては交付対象外 ①交付申請書兼請求書 ②誓約書兼同意書 ③燃料費等の計算表 必要書類 ④燃料費等の支払い金額が分かる書類の写し ⑤法人登記簿謄本等の事業者の情報がわかる書類の写し **(**<u>%</u>) ⑥市税の納税証明書 ⑦補助金の振込先が確認できる書類(通帳など)の写し 申請方法 小山市商業観光課窓口にご持参ください(郵送可) 申請期限 令和6年1月31日(水)当日消印有効

【郵送先・問合せ先】

〒323-8686 小山市中央町1-1-1 小山市役所 商業観光課 商業振興係 電話 0285-22-9275 fax 0285-22-9256

(※) ホームページのご案内

詳細は、小山市ホームページをご確認ください ホームページから申請書類のダウンロードができます



小山市 商業観光課



「小山市」商業観光課」で検索し、 「商業観光課 - 小山市ホームページ」をクリック